

【新型コロナウイルス感染症対応】

公共施設の利用者に感染者等が発生した場合の対応について

令和2年7月20日
石巻市新型インフルエンザ等対策本部

1 施設の閉館等について

各施設管理者は、利用者が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合、施設内での感染拡大防止等を図るため、下表により、一時的に施設を閉館等の措置を講じるとともに、石巻市新型インフルエンザ等対策本部に報告する。

状況	対応	期間等
(1)利用者から感染者であることの申し出があった場合	・一時的に全部又は一部を閉館とする。	・保健所の指導等による施設の消毒が完了するまで
(2)利用者から濃厚接触者であることの申し出があった場合	・原則として、閉館はしない。	

2 感染者及び濃厚接触者が発生した場合の対応について

(1) 感染者発生の把握、報告及び周知について

感染者が確認された場合は、石巻保健所と情報共有を図るとともに、当保健所の指導に基づき対応する。

また、施設に勤務する職員に対して、施設内で感染者が確認されたことを周知するとともに、利用者にも感染予防策をあらためて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者等の対応

石巻保健所の疫学調査に協力するとともに、石巻保健所の指導のもと必要に応じて申し出があった濃厚接触者の相談を受けるなどの対応を行う。

3 施設内の消毒について

(1) 利用者が感染した場合

石巻保健所の指導に従い、必要な場合は、施設管理者が専門業者による施設の消毒を行う。

なお、緊急を要する場合には、保健所の指導に従って実施することが望ましいが、感染予防対策を徹底した上で、施設管理者が消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて、施設の環境消毒を行う。

(2) 利用者に濃厚接触者があった場合

感染予防対策を徹底した上で、施設管理者が消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて施設の環境消毒を行う。

【※次亜塩素酸ナトリウムの濃度は0.05%】

4 その他

その他の運用にあたっては、第1回石巻市新型インフルエンザ等対策本部会議資料「**所属職員に感染疑い者及び感染者が発生した場合の対応について**」（別紙）を参照すること。

【所属職員に感染疑い者及び感染者が発生した場合の対応について】

（感染疑い者が発生した場合）

- 本人から所属長に帰国者・接触者外来でPCR検査となる旨の報告
- 所属長から所属部長（各総合支所長等）及び健康推進課長に報告
⇒消毒事業者（ペストコントロール協会等）への環境消毒に関する問合せ（健康推進課）
- 所属課で業務終了後、健康推進課又は保健福祉課の指導を受け、次亜塩素酸ナトリウム0.05%の環境消毒を実施

（感染症者が発生した場合）

- PCR検査結果が陽性となった場合、本人より所属長に報告
- 所属長より所属部長（各総合支所長等）、人事課長、健康推進課長に連絡
⇒施設管理担当課より消毒事業者（ペストコントロール協会等）へ環境消毒依頼
詳細の内容（消毒面積、発注、予算等）は、施設管理担当課より依頼（財政課協議）
- 施設管理担当課は、庁舎への市民等の立入を禁止し一時閉鎖する。
 - ・一時閉鎖は本部長の指示により行う。
 - ・施設管理担当課は入口に文書を掲示し、市民へ庁外退出のアナウンスをするよう広報担当課へ依頼する。
 - ・ホームページ掲載（施設管理担当課が秘書広報課に依頼）
 - ・記者クラブの投込及び記者会見は秘書広報課と調整（健康推進課）
 - ・記者会見とマスコミ対応（市長・健康部長等）
- 所属課は、本庁舎については健康推進課、各総合支所については保健福祉課と連携のうえ、保健所の積極的疫学調査の協力や感染予防対策等の専門的な対応に協力すること。
- 所属長は保健所と相談のうえ、濃厚接触者・高リスク者の自宅待機等を指示する。

□ 保健所の助言を受けながら、消毒事業者（ペストコントロール協会等）と協議のうえ環境消毒等を実施し、24時間乾燥後に開庁する。また、市民等へ周知を図る。

- ・庁舎開庁は本部長の指示により行う。
- ・施設管理担当課は入口に開庁及び業務再開の文書を掲示する。
- ・ホームページ掲載（施設管理担当課が秘書広報課に依頼）
- ・記者クラブの投込は秘書広報課と調整（健康推進課）

□ 業務再開の場合は優先順位を決め業務を縮小する等、業務継続計画（BCP）に基づき状況に応じて行うこと。

【新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診のフロー図】

